

出題趣旨・採点基準（行政法）配点50点

本問は、生活保護法の条文を行政法一般理論との関係を意識して丁寧に読解できるかを問うものであり、論理的な記述となっているかを重視して採点した。指示の法的性格については、最高裁判決はなく、62条1項を重視すれば「不利益処分」と、27条3項を重視すれば「行政指導」と解される。前者と解した場合は、保護廃止決定との「違法性の承継」の問題が、後者と解した場合は行政手続法32条2項との関係という問題が生じる。国家賠償法1条の違法性は、判例の採用する「職務行為基準説」に即して検討するのが無難である。